

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年9月27日
【会社名】	新東株式会社
【英訳名】	SHINTO COMPANY LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 達也
【本店の所在の場所】	愛知県高浜市論地町四丁目7番地2
【電話番号】	(0566)53-2631(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 渡邊 和夫
【最寄りの連絡場所】	愛知県高浜市論地町四丁目7番地2
【電話番号】	(0566)53-2631(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 渡邊 和夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年9月26日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年9月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金7円50銭

第2号議案 特定株主からの自己株式取得の件

特定株主からの自己株式を取得するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役として、石川達也、石川大輔、渡邊和夫、中山康市及び新美昌彦の各氏を選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、牛田修を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	2,823	2	0	(注)1	可決(99.9%)
第2号議案 特定株主からの自己株式取得の件	2,383	2	0	(注)2	可決(99.9%)
第3号議案 定款の一部変更の件	2,822	3	0	(注)3	可決(99.9%)
第4号議案 取締役5名選任の件					
石川 達也	2,821	4	0	(注)4	可決(99.9%)
石川 大輔	2,821	4	0		可決(99.9%)
渡邊 和夫	2,819	6	0		可決(99.8%)
中山 康市	2,821	4	0		可決(99.9%)
新美 昌彦	2,821	4	0		可決(99.9%)
第5号議案 監査役1名選任の件					
牛田 修	2,819	6	0	(注)4	可決(99.8%)

(注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。なお、有限会社石和は、会社法第160条第4項の定めにより当該議案につき議決権を行使することができないため、有限会社石和の有する議決権は上記の賛成、反対及び棄権の議決権数には加算しておりません。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
4. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上